

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、昭和 55 (1980) 年の約 16 万 4 千人をピークに減少が続いており、令和 7 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳では、約 12 万 5 千人となっている。また昭和 55 年以降、年少人口と生産年齢人口の減少率は総人口の減少率を大きく上回り、令和 7 (2025) 年時点で年少人口比率は 10.6%、生産年齢人口比率は 52.2%に低下。一方、同年の高齢化率は 36.6%と上昇している。

市内産業構造については、令和 3 (2021) 年経済センサスによると民間事業所は、5160 事業所があり、卸売、小売業の占める割合が最も高く (24.6%)、次いで建設業 (13.5%)、医療、福祉 (9.9%) となっている。また、産業別事業所数は、多くの業種で減少傾向にある。

市内中小企業者の実態については、市内企業へ市職員が年間 120 社程度訪問し実施しているヒアリング調査において、今後の課題として「人材の確保」が最も多く挙げられるなど、全国的な傾向と同様、人材確保や生産性の向上が求められている。

#### (2) 目標

岩国市では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するため、計画期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年率 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める全ての設備とする。ただし、売電を目的とした太陽光発電設備に関しては、その性質から市内の雇用の創出や産業集積に繋がることが少ないため、本計画において対象とする先端設備の種類の対象から除く。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

市内で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

## （２）対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。従って本計画においては、労働生産性が年率 3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## ４ 計画期間

### （１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）とする。

### （２）先端設備等導入計画の計画期間

本計画における先端設備等導入計画の計画期間は、国の指針と同様投資効果が表れるまで長期間を有する投資も支援対象とするため、3 年間、4 年間もしくは 5 年間とする。

## ５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。